

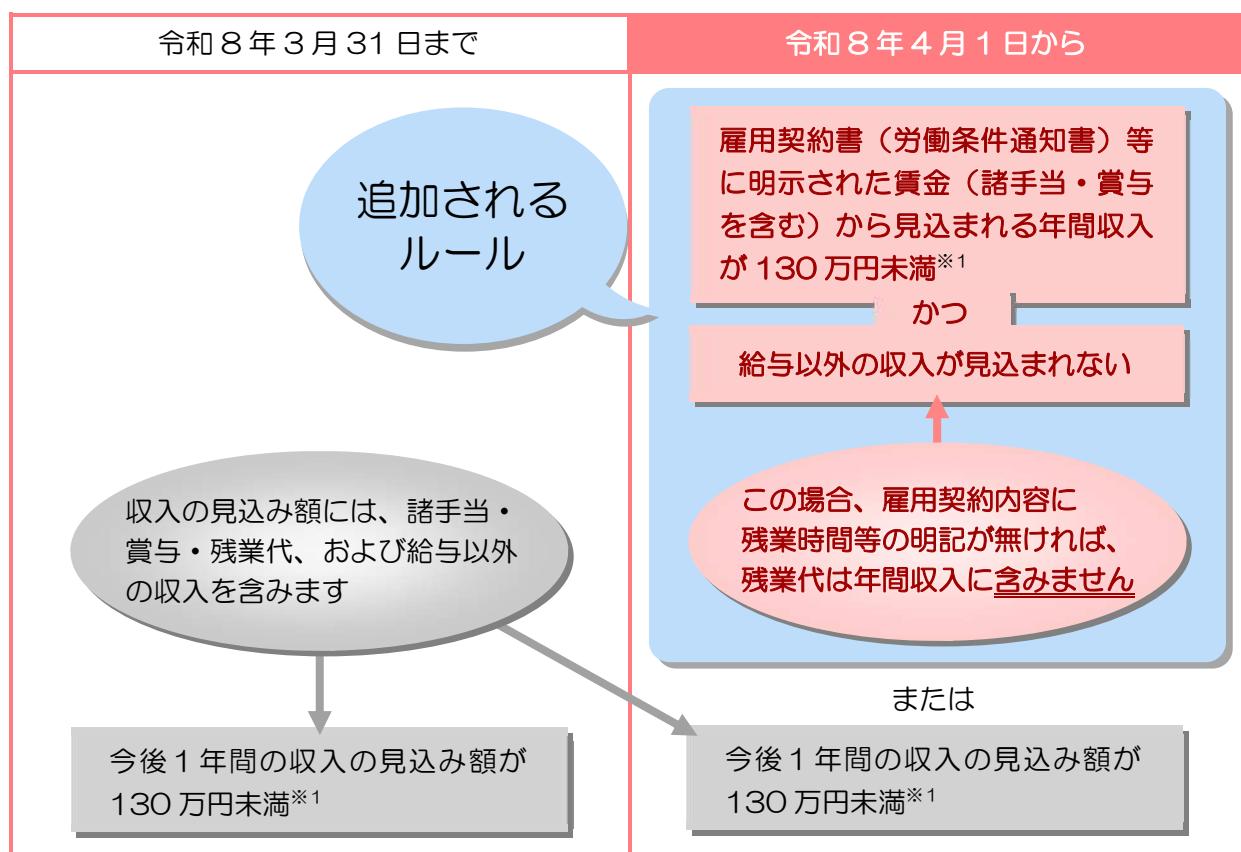
今月の内容

- ◆令和8年4月1日より  
扶養認定のルール(収入要件)が追加されます
- ◆退職時、「保険証」「資格確認書」の返却は…

## 令和8年4月1日より 扶養認定のルール(収入要件)が追加されます

健康保険の扶養の認定について、認定日が令和8年4月1日以降であるものから、扶養される家族の収入要件（算定対象となる収入の範囲）のルールが追加されます。

### 扶養認定の収入要件（健康保険）



※1 : 扶養される家族の年収要件（変更なし）

扶養される家族の状態	年収要件
ア. 以下のイ、ウ以外	130万円未満
イ. 19歳～22歳（配偶者を除く）	150万円未満
ウ. 60歳以上、または、障害厚生年金を受けられる程度の障害者	180万円未満

【同居の場合】扶養される家族の年収が、従業員の年収の2分の1未満※2

【別居の場合】扶養される家族の年収が、従業員からの仕送り額より少ない

※2 : 扶養される家族の年収が従業員の年収の2分の1以上であっても、従業員の年収より低額である場合は、世帯状況を総合的に勘案し従業員が生計維持の中心的役割を果たしていると認められれば、扶養認定されることがあります。

## 扶養認定の収入要件変更 【もっと詳しく！】

### \* 扶養される家族に、給与以外の収入がある場合はどうなる？

⇒年金収入や事業収入など、給与以外に他の収入がある場合は、従来どおりの方法で年収を判定することになります。

### \* 扶養認定後、残業が多かったことにより年収が130万円を超えた場合はどうなる？

⇒扶養認定された後、当初は想定されなかった残業代などにより、結果的に年収が130万円以上になった場合であっても、その収入が社会通念上妥当な範囲内である場合には、それを理由として扶養の認定を取り消されることはありません。

### \* 扶養の手続きはどうなる？

⇒今回の要件変更により、扶養の手続き時に必要となる添付書類（確認書類）が変わります。詳細は今後公表される予定です。

## 退職時、「保険証」「資格確認書」の返却は…

退職時、お手元にある各種カードは、以下のようにお取り扱いください。

（注：以下は協会けんぽの取り扱いです。健康保険組合は取り扱いが異なる場合があります。）

### ●保険証



返却は**不要**です。

### ●資格確認書



返却が**必要**です。

※有効期限が切れた後に退職した場合は返却不要です。

### ●資格情報のお知らせ



返却は**不要**です。

### \*あおぞらスタッフだより\*

もうすぐバレンタインですね。

最近はカラフルでかわいいパッケージのものも多いので、

気づけばバレンタイン関連売場に引き寄せられている、なんてことも。

ごほうびチョコを買いすぎないよう葛藤しつつ、この時期ならではの雰囲気を楽しんでおります♪ 立春が過ぎ暦の上では春が始まっているので、温かいコーヒーとチョコを食べながら、暖かい春を待ちたいと思います！ [石]

